○分掌事務の承認手続について

昭和 51 年３月 31 日

埼例規第６号・務

警　察　本　部　長

分掌事務の承認手続について（例規通達）

このたび、改正施行された埼玉県警察組織規程（昭和 51 年埼玉県警察本部訓令第１号）により、各所属の係の分掌事務については、所属長が本部長の承認を得て定めることとなつたが、その承認を求める手続は、次のとおりとしたから誤りのないようにされたい。

記

１　事務分掌表の作成及び報告要領

所属長は、埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システム実施要領（平成 27 年務第 2000 号）に規定する埼玉県警察情報管理システムによる職員情報総合管理システムにより、毎年４月１日現在で別添様式に基づき事務分掌表を作成し、警務部警務課長宛てに報告すること。

その他警務部警務課長が、特に必要と認めて指示した場合も、同様に報告すること。

事務分掌表の様式

(1) 県本部の課等（警備部機動隊及び警察学校を除く。）　別添１

(2) 警備部機動隊　別添２

(3) 警察学校　別添３

(4) 警察署　別添４

２　事務分掌表の取扱い

事務分掌表は、埼玉県警察文書管理規程（平成 14 年埼玉県警察本部訓令第 25 号）第 63 条に規定する取扱注意文書として取り扱うこと。

実施日

この例規通達は、昭和 51 年４月１日から実施する。

実施日（昭和52年４月１日埼例規第９号・務）

この例規通達は、昭和52年４月１日から実施する。

実施日（昭和52年７月１日埼例規第18号・務）

この例規通達は、昭和52年７月１日から実施する。

実施日（昭和53年３月15日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和53年４月１日から実施する。

実施日（昭和55年３月29日埼例規第17号・務）

この例規通達は、昭和55年４月１日から実施する。

実施日（昭和55年９月８日埼例規第49号・務）

この例規通達は、昭和55年10月１日から実施する。

実施日（昭和56年８月24日埼例規第29号・務）

この例規通達は、昭和56年８月24日から実施する。

実施日（昭和57年３月27日埼例規第12号・務）

この例規通達は、昭和57年４月１日から実施する。

実施日（昭和59年10月19日埼例規第29号・務）

この例規通達は、昭和59年11月１日から実施する。

実施日（昭和60年３月29日埼例規第25号・務）

この例規通達は、昭和60年４月１日から実施する。

実施日（昭和61年３月26日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和61年４月１日から実施する。

ただし、第３〔特別昇給実施要領〕、第５〔地方警務官に対する旅費支給要領〕、第６〔警察参考人等に対する費用弁償に関する要綱〕及び第７〔退職手当支給事務の取扱いについて〕の改正規定は、昭和61年３月26日から実施する。

実施日（昭和62年３月11日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和62年４月１日から実施する。

実施日（昭和63年３月28日埼例規第16号・務）

この例規通達は、昭和63年４月１日から実施する。

実施日（昭和63年12月７日埼例規第44号・務）

この例規通達は、昭和64年１月１日から実施する。

実施日（平成２年３月 31 日埼例規第 25 号・務）

この例規通達は、平成２年４月１日から実施する。

実施日（平成３年３月 29 日埼例規第 22 号・務）

この例規通達は、平成３年４月１日から実施する。

実施日（平成４年３月 17 日埼例規第 11 号・務）

この例規通達は、平成４年３月 17 日から実施する。

実施日（平成４年３月 30 日埼例規第 16 号・務）

この例規通達は、平成４年４月１日から実施する。

実施日（平成４年８月 31 日埼例規第 55 号・務）

この例規通達は、平成４年９月１日から実施する。

実施日（平成５年３月 12 日埼例規第 10 号・務）

この例規通達は、平成５年３月 15 日から実施する。

実施日（平成５年 12 月 20 日埼例規第 71 号・務）

この例規通達は、平成６年１月１日から実施する。

実施日（平成６年 10 月 28 日埼例規第 48 号・務）

この例規通達は、平成６年 11 月１日から実施する。

実施日（平成７年３月 27 日埼例規第 13 号・務）

この例規通達は、平成７年４月１日から実施する。

実施日（平成８年３月 29 日埼例規第 24 号・務）

この例規通達は、平成８年４月１日から実施する。

実施日（平成８年９月 12 日埼例規第 47 号・務）

この例規通達は、平成８年９月 12 日から実施する。

実施日（平成９年３月 31 日埼例規第 35 号・務）

この例規通達は、平成９年４月１日から実施する。

実施日（平成９年９月９日埼例規第 59 号・務）

この例規通達は、平成９年９月 11 日から実施する。

実施日（平成 10 年３月 31 日埼例規第 28 号・務）

この例規通達は、平成 10 年４月１日から施行する。

実施日（平成 11 年３月 30 日埼例規第 23 号・務）

この例規通達は、平成 11 年４月１日から実施する。

実施日（平成 12 年３月 31 日埼例規第 34 号・務）

この例規通達は、平成 12 年４月１日から実施する。

実施日（平成 12 年 12 月 22 日埼例規第 80 号・務）

この例規通達は、平成 13 年１月１日から実施する。

実施日（平成 14 年３月 29 日埼例規第 29 号・務）

この例規通達は、平成 14 年４月１日から実施する。

実施日（平成 15 年３月 31 日務第 721 号）

この通達は、平成 15 年４月１日から実施する。

実施日（平成 15 年９月 18 日務第 2032 号）

この通達は、平成 15 年９月 25 日から実施する。

実施日（平成 16 年３月 31 日務第 811 号）

この通達は、平成 16 年４月１日から実施する。

実施日（平成 17 年３月 29 日務第 657 号）

この通達は、平成 17 年４月１日から実施する。

実施日（平成 17 年 10 月 14 日務第 2504 号）

この通達は、平成 17 年 10 月 14 日から実施する。

実施日（平成 19 年３月 30 日務第 873 号）

この通達は、平成 19 年４月１日から実施する。

実施日（平成 20 年３月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。

実施日（平成 20 年９月 30 日務第 2725 号）

この通達は、平成 20 年 10 月１日から実施する。

実施日（平成 21 年３月 27 日務第 843 号）

この通達は、平成 21 年４月１日から実施する。

実施日（平成 22 年３月 30 日務第 770 号）

この通達は、平成 22 年４月１日から実施する。

実施日（平成 23 年３月 22 日務第 649 号）

この通達は、平成 23 年４月１日から実施する。

実施日（平成 23 年３月 31 日務第 755 号）

この通達は、平成 23 年４月１日から実施する。

実施日（平成 24 年３月 28 日務第 771 号）

この通達は、平成 24 年４月１日から実施する。

実施日（平成 26 年７月 15 日務第 1666 号）

この通達は、平成 26 年７月 15 日から実施する。

実施日（平成 27 年３月 31 日務第 772 号）

この通達は、平成 27 年４月１日から実施する。

実施日（平成 27 年９月 30 日務第 2004 号）

この通達は、平成 27 年 10 月１日から実施する。

実施日（令和２年３月２日務第 438 号）

この通達は、令和２年４月１日から実施する。

別添１（１関係）

取扱注意

○○部○○課等事務分掌表

○○部長　警視長（正）　○○　○○
○○部参事官　警視　○○　○○　兼○○部参事官兼○○部参事官　（　年　月　日現在）

課長	次席、調査官等	課長補佐等	係名	係長等	主任	係員	分掌事務
参事官兼課長 警視 ○○　○○	次席 警視 ○○　○○		○○	事務職員 ○○　○○	事務職員 ○○　○○	事務職員 ○○　○○ ○○　○○ 技術職員 ○○　○○	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
	調査官（○・○） 警視 ○○　○○	○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○ ○○　○○ 事務職員 ○○　○○	巡査部長 ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○		1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
		○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○ ○○　○○ 事務職員 ○○　○○ 警部補（主査） ○○　○○	巡査部長 ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○ 事務職員 ○○　○○ ○○　○○		1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
				警部補 ○○　○○ 警部補（主査） ○○　○○	事務職員 ○○　○○	巡査長 ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
	主席調査官（○・○） 警視 ○○　○○	○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○	事務職員 ○○　○○ ○○　○○ 技術職員 ○○　○○	巡査長 ○○　○○ 巡査 ○○　○○ ○○　○○	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
		○○担当 事務職員 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○	事務職員 ○○　○○	巡査長 ○○　○○ 巡査 ○○　○○	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
	○○センター所長 警視 ○○　○○	○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○　（一部） ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	巡査部長 ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	巡査長 ○○　○○ ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
		○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○ ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	巡査部長 ○○　○○ ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	巡査長 ○○　○○ ○○　○○　（一部） ○○　○○　（三部） 巡査 ○○　○○　（二部）	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
		○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○　（一部） ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	巡査部長 ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	巡査長 ○○　○○ ○○　○○　（一部） 巡査 ○○　○○　（一部） ○○　○○　（二部） ○○　○○　（三部）	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
管理官 （○○） 事務職員 ○○　○○	○○室長 警視 ○○　○○	○○担当 事務職員 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○ 事務職員 ○○　○○	巡査部長 ○○　○○ ○○　○○ ○○　○○	巡査長 ○○　○○	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。
		○○担当 警部 ○○　○○	○○	警部補 ○○　○○ ○○　○○	巡査部長 ○○　○○ 事務職員 ○○　○○	巡査長 ○○　○○ 巡査 ○○　○○	1　・・に関すること。 2　・・に関すること。

区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計	事務職員	技術職員	技能職員	計	合計
配置基準												
現員												

非常勤職員　（○○専門員）　○○　○○（○○）
臨時職員　○○　○○（○○）
臨時的任用職員　○○　○○（○○）
育児休業　事務職員　○○　○○
休職　巡査部長　○○　○○
所属付　巡査部長　○○　○○　国際捜査研修所（○○課程）入校
所属付　巡査　○○　○○　警察学校入校

別添２（１関係）

取扱注意

警備部機動隊事務分掌表

警備部長　警視長（正）　○○　○○　　（　年　月　日現在）

隊長	副隊長	指導官	隊長補佐	係名	係長等	主任	係員	分掌事務

中隊長	中隊名	小隊長	分隊長	分隊員

区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計	事務職員	技術職員	技能職員	計	合計
配置基準												
現員												

非常勤職員　（○○員）　○○　○○（○○）
臨時職員　○○　○○（○○）
臨時的任用職員　○○　○○（○○）
育児休業　巡査部長　○○　○○
休職　巡査部長　○○　○○

別添３（１関係）

取扱注意

警察学校事務分掌表

（　　年　　月　　日現在）

学校長	副校長	指導官　部長	校長補佐	係名	係長等	主任	係員	分　掌　事　務

区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計	事務職員	技術職員	技能職員	計	合計
配置基準												
現員												

非常勤職員　（○○専門員）　○○　○○（○○）
臨時職員　○○　○○（○○）
臨時的任用職員　○○　○○（○○）
育児休業　巡査部長　○○　○○
休職　巡査部長　○○　○○
所属付　巡査部長　○○　○○　○○入校

別添４（１関係）

取扱注意

○○警察署事務分掌表

（　年　月　日現在）

署長	副署長	課名	課長	課長代理	係名	係長等	主任	係員	分　掌　事　務
警視 ○○　○○	警視 ○○　○○	○○	警部 ○○　○○		○○	警部補 ○○　○○ (兼)○○　○○ (兼)○○　○○ (兼)○○　○○	巡査部長 ○○　○○ 事務職員 ○○　○○	事務職員 ○○　○○ (○○) 技能職員 ○○　○○	・・に属すること。
		○○	警部 ○○　○○		○○	(○○) 警部補 ○○　○○	(○○) 巡査部長 ○○　○○	(○○) 巡査 ○○　○○	・・に属すること。
						(○○) 警部補 ○○　○○　(一部) ○○　○○　(三部) ○○　○○　(三部)	(○○) 巡査部長 ○○　○○ ○○　○○　(一部) ○○　○○　(二部) ○○　○○　(三部)	(○○) 巡査長 ○○　○○ ○○　○○　(一部) 巡査 ○○　○○　(二部) ○○　○○　(三部)	
		○○	事務職員 ○○　○○		○○	事務職員 ○○　○○	事務職員 ○○　○○	事務職員 ○○　○○	・・に属すること。
		○○	警視 ○○　○○		○○	(○○) 警部補 ○○　○○	(○○) 巡査部長 ○○　○○	(○○) 巡査長 ○○　○○	・・に属すること。
					○○	(○○) 警部補 ○○　○○	(○○) 巡査部長 ○○　○○		・・に属すること。
				○○担当 警部 ○○　○○	○○	(○○) 警部補 ○○　○○		(○○) 巡査長 ○○　○○	・・に属すること。
					○○	(○○) 警部補 ○○　○○	(○○) 巡査部長 ○○　○○	(○○) 巡査長 ○○　○○	・・に属すること。
					○○	(○○) 警部補 ○○　○○ (○○) 警部補(主査) ○○　○○	(○○) 巡査部長 ○○　○○	(○○) 巡査長 ○○　○○	・・に属すること。
		○○	警視 ○○　○○		○○	警部補 ○○　○○		巡査長 ○○　○○ ○○　○○ 巡査 ○○　○○	・・に属すること。
						(○○○交番) 警部補 ○○　○○			
							(○○○駐在所) 警部補 ○○　○○		
							(○○○駐在所) 警部補 ○○　○○	(○○○駐在所) 警部補 ○○　○○	
				○○担当 警部 ○○　○○	○○	(○○) 警部補 ○○　○○			・・に属すること。
						(○○) 警部補 ○○　○○	(○○) 巡査部長 ○○　○○	(○○) 巡査 ○○　○○	
						(○○○交番) 警部補 ○○　○○	(○○○交番) 巡査部長 ○○　○○	(○○○交番) 巡査 ○○　○○	

区分	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	計	事務職員	技術職員	技能職員	計	合計
配置基準												
現員												

非常勤職員　(○○員)　○○　○○ (○○)
非常勤職員　(○○専門員)　○○　○○ (○○)
臨時職員　○○　○○ (○○)
臨時的任用職員　○○　○○ (○○)
育児休業　事務職員　○○　○○
休職　巡査部長　○○　○○